

規制に係る事前評価書

法令の名称	自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律
政策の名称	海中特別地区の海域特別地区への変更及び海域特別地区内の行為規制の項目の拡充
担当部局・評価者	環境省自然環境局自然環境計画課長 渡邊綱男 電話番号:03-5521-8272
評価実施時期	平成21年2月17日
規制の目的、内容及び必要性並びに生じる費用、便益	
目的	海中の動植物に加え、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境の適切な保全を図る。海域特別地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の自然環境を保全する。
内容	海中の自然環境を保全するための海中特別地区を、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境を保全するための海域特別地区に改めるとともに、海域特別地区内において、環境大臣が指定する区域及び期間内における動力船の使用等について、許可を要する行為に追加する。
関連条項	自然環境保全法第22条第1項並びに第27条第1項及び第3項
必要性	熱帯魚、さんご、海藻等によって構成される海中の自然環境に加え、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境についても、不適切な人為的影響を排しつつ、適切な保全を図っていくため、海中の優れた自然環境の保全を目的とする海中特別地区を、海中の自然環境だけではなく、海域全体の自然環境の保全を目的とする海域特別地区に改める必要がある。また、野生動物の繁殖地への過度の接近等により野生動物の採餌や繁殖への影響が生じていることから、野生動物への影響を排除し優れた海域の自然環境を保全するため、海域特別地区内における動力船の使用等について、環境大臣等の許可を受けなければしてはならないこととする必要がある。
費用	
遵守費用	新たな要許可行為の許可申請に係る費用の負担が想定される。
行政費用	新たな要許可行為に係る許可事務の増加が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。
その他の費用	なし。
便益	海中の動植物に加え、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境の保全を図っていくことができる。また、海域特別地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の自然環境を保全することができる。

想定される代替案		
代替案	行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促す。	
	費用	
	遵守費用	なし。
	行政費用	なし。
	その他の費用	なし。
	便益	行政指導及び普及啓発等では、要許可行為を行わないことを担保することができないため、効果は限られる。

政策評価の結果(費用と便益の関係の分析等)

代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。

有識者の見解その他の関連事項

中央環境審議会答申において「海中だけに留まらず(中略)海上の景観についても適切な保全と利用を図ることが重要であり、優れた海中景観に限定している現行の海域の保護制度の指定対象を拡大し、海上の優れた景観や自然環境を有する海域についても保全対象として指定できるように措置すべきである。(中略)海域の動植物の生息・生育環境の保全等を図るために、必要な場合において、動力船の乗り入れの規制を可能とする措置を講じることが必要である。」とされている。

レビューを行う時期又は条件

平成26年3月末までに行う。

備 考

規制に係る事前評価書（要旨）

【 自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律 】

規制の内容	海中特別地区の海域公園地区への変更及び海域特別地区内の行為規制の項目の拡充	
担当部局	環境省自然環境局自然環境計画課 電話番号：03-5521-8274	
評価実施時期	平成21年2月17日	
規制の目的、内容及び必要性等	海中の優れた自然環境を保全するための海中特別地区を、海中の自然環境だけではなく、海域全体の自然環境の保全を目的とする海域特別地区に改めるとともに、海域特別地区内の環境大臣が指定する区域及び期間内での動力船の使用を防止し、優れた海域の自然環境を保全する。	
	関連条項	自然環境保全法第22条第1項並びに第27条第1項及び第3項
想定される代替案	代替案 行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促す。	
規制の費用	費用の要素	代替案の場合
(遵守費用)	新たな要許可行為の許可申請に係る費用。	なし。
(行政費用)	新たな要許可行為の許可事務に係る費用が見込まれるが、現行の体制で処理することとしており、職員の増員等は想定していない。	なし。
(その他の社会的費用)	なし。	なし。
規制の便益	便益の要素	代替案の場合
	海中の動植物に加え、海上に生息する海鳥、海獣等の多様な動植物を含めた海域の自然環境の保全を図っていくことができる。また、海域特別地区内における動力船の使用を防止し、優れた海域の自然環境を保全することができる。	要許可行為の制限を担保できず、効果は限定的。
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	代替案として、行政指導及び普及啓発等により、海上を含む海域で、現行の海中特別地区内における要許可行為を行わないよう促すとともに、環境大臣が指定する区域及び期間内で動力船を使用しないよう促すことが考えられるが、この場合、要許可行為を行わないことを担保することができないことから、十分な効果を得ることは困難である。また、規制に伴い許可申請に係る遵守費用等の負担が生じるものの、その費用は少額に止まるものであることから、本措置が過度な負担とまでは言えない。	
有識者の見解その他の関連事項	中央環境審議会答申において「海中だけに留まらず（中略）海上の景観についても適切な保全と利用を図ることが重要であり、優れた海中景観に限定している現行の海域の保護制度の指定対象を拡大し、海上の優れた景観や自然環境を有する海域についても保全対象として指定できるように措置すべきである。（中略）海域の動植物の生息・生育環境の保全等を図るために、必要な場合において、動力船の乗り入れの規制を可能とする措置を講じることが必要である。」とされている。	
レビューを行う時期又は条件	平成26年3月末までに行う。	
備 考		